

久留米市公告 第100号

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年6月1日

久留米市長 原口 新五

1 業務の概要

(1) 業務名 次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務委託

(2) 業務内容 業務内容は別紙「仕様書」を参照すること。

(3) 業務場所 福岡県久留米市上津町2199-35

(4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

2 予算額

見積額の上限は48,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。尚、令和4年度の支払い限度額は16,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とし、令和5年度の支払い限度額は32,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

3 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、業務提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (3) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあっては国民健康保険料
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 市から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 過去10年間（平成24年度から公告日まで）に国または地方公共団体（地方自治法昭和22年法律第67号）が発注した、ごみ焼却施設（余熱利用による発電設備を備えた施設規模100t/日以上に限る）の施設整備及び運営事業の選定に係る事業者選定アドバイザリー業務において、受注し、完了した実績を有すること。

- (9) 本業務の実施に際して、業務の進行や成果品の品質等の照査を実施する「照査技術者」、業務の全般にわたり管理及び統括等を行う「管理技術者」、管理技術者を補佐する「担当技術者」をそれぞれ配置できる者であること。なお、配置する各技術者は1年以上の恒常的な雇用関係を有することとし、各技術者は兼務できないものとする。また、本業務において管理技術者と担当技術者については専任で配置するものとし、各技術者は次の要件を満たす者であることとする。

【照査技術者】

①資格要件：技術士法で定める技術士のうち次のア、イいずれかの資格を有すること。

ア.衛生工学部門：廃棄物・資源循環

(旧 廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。)

イ.総合技術監理部門：衛生工学－廃棄物・資源循環

(旧 衛生工学－廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む)

②実務経験：過去10年間（平成24年度～本業務公告日まで）に国又は地方公共団体（地方自治法昭和22年法律第67号）が発注した、ごみ焼却施設（余熱利用による発電設備を備えた施設規模100t/日以上に限る）の施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務において、照査技術者又は管理技術者として業務を履行した実績を有すること。

【管理技術者】

①資格要件：【照査技術者】で示した項目①を満たすこと。

②実務経験：【照査技術者】で示した項目②の業務において、照査技術者、管理技術者又は担当技術者として業務を履行した実績を有すること。

【担当技術者】

①資格要件：【照査技術者】で示した項目①又はRCM(廃棄物)の資格を有すること。

②実務経験：【照査技術者】で示した項目②の業務において、照査技術者、管理技術者又は担当技術者として、業務を履行した実績を有すること。

4 選考方法

上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による業務提案書等の書面審査を行い、その内容を次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務委託におけるプロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

5 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒830-0052 福岡県久留米市上津町2199-35 上津クリーンセンター3階

久留米市環境部建設課（担当 日吉・佐澤）

TEL：0942-65-3229 FAX：0942-21-0302

E-mail:seisoken@city.kurume.lg.jp

(2) 実施要項等の交付

実施要項、仕様書等の資料の交付期間は、令和4年6月1日（水）から同月28日（火）とし、交付方法は市ホームページからのダウンロードとする。

(3) 実施要項等に対する質問期限及び回答

① 質問方法

質問書（様式1）を添付した電子メールで行い、着信確認の電話連絡を行うこと。

- ② 質問期限
令和4年 6月 7日（火）17時15分まで（必着）
- ③ 回答方法
令和4年 6月10日（金）までに、質問書（様式1）に記載したメールアドレス宛に電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。ただし、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保つことができないような質問には回答しないものとする。

（4）業務提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。なお③、④は参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

ア 提出書類（実施要項を参照）

① 参加申込書	（様式2）	1部
② 参加資格に係る申立書	（様式3）	1部
③ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）		1部
④ 納税等証明書（次ページ参照）		1部
⑤ 役員等調書及び照会承諾書	（様式4）	1部
⑥ 誓約書	（様式5）	1部
⑦ 委任状 (支店等に参加手続き等の委任を行う場合)	（様式6）	1部
⑧ 会社概要書		1部
⑨ 業務提案書	（様式7など）	1 3部

*久留米市競争入札参加資格者名簿の登録者にあっては、上記の③～⑦の書類を省略することができる。

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること

申請者区分			税区分	税目	証明書発行所	法人	個人
市外 (県外)	市外 (県内)	市内					
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	所管税務署	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
-	○	○	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税事務所	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
-	-	○	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
-	-	△	久留米市国民健康保険料	国民健康保険料	久留米市	不要	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

イ 提出期間

令和4年6月28日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（必着）。ただし土日祝日を除く。

ウ 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、イに記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

エ 提出先

5(1)に同じ。

(5) 審査結果通知

業務提案書等を提出し、参加資格を満たした全ての者に文書にて通知するとともに、市のホームページに掲載する。

(6) 失格となる場合

業務提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 価格提案書の金額が、2 予算額を超過した場合

6 その他

詳細は、実施要項、仕様書によるため、参加希望者は必ず確認すること。